

○もんま委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会させていただきます。

本日の出席委員は全員となっております。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、令和5年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第14号、議案第17号、議案第25号、議案第26号、議案第29号及び議案第46号ないし議案第51号の以上11件につきまして、理事者から順次説明願いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 初めに、令和5年度各会計予算につきまして、予算規模を御説明申し上げます。一般会計予算書、各特別会計予算書の最初のページ、各会計予算総括表を御覧ください。

一般会計は1千692億7千万円で、これは、前年度当初予算と比較いたしまして2.1%の増となっております。また、企業会計を含めた特別会計の合計は、下から2段目でございますが、1千236億8千712万8千円で、これは、前年度当初予算と比較いたしまして3.0%の増となっております。この一般会計と特別会計の合計は、一番下にありますように、2千929億5千712万8千円であり、これは、前年度当初予算と比較いたしまして2.5%の増となっております。

続きまして、議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、総合政策部所管の予算案につきまして、主なものを順次御説明申し上げます。

お手元の令和5年度予算臨時事業費説明資料の1-1ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、4目広報広聴費、広報DX・デザイン推進費628万円でございますが、シティープロモーションの推進及び情報発信のDX化を図るため、ターゲットに合わせたSNSによる効果的な情報発信と効果検証を行うとともに、利用者の利便性向上を目的として市公式ホームページの一部リニューアルを行い、ウェブを活用した広報を推進するものでございます。

次に、1-2ページを御覧ください。上から2つ目、2款総務費、1項総務管理費、9目企画費、旭川大雪圏プロモーション事業費927万6千円でございますが、旭川大雪圏域連携中枢都市圏の中心市として、イベント開催などにより、周辺町と連携して首都圏におけるプロモーション活動を展開するものでございます。

次に、同ページの2款総務費、1項総務管理費、13目男女共同参画活動費の2つ目、女性デジタル人材・起業家育成事業費506万4千円でございますが、女性の経済的自立や、ライフステージに応じて能力を生かし、活躍できる社会の実現に向け、セミナー開催などにより、デジタル社会に対応した女性の再就職や起業を促進するものでございます。

以上が、令和5年度一般会計予算のうち、総合政策部所管の予算案についてでございます。

続きまして、議案第29号を御覧ください。議案第29号、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定のうち、総合政策部所管分につきまして御説明申し上げます。第1条、旭川市まちづくり基本条例の一部改正でございますが、この改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により個人情報保護制度が法律に一元化されることに伴い、市が保有する個人情報の開示請求の根拠が、旭川市個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に変更されますことから、規定を整備しようとするもので、施行日は法改正に合わせ令和5年4月1日とするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○三宅地域振興部長 初めに、議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算及び議案第17号、令和5年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算につきまして、地域振興部所管分を御説明申し上げます。

一般会計の歳入でございますが、主なものといたしまして、国庫支出金や道支出金など、総額7億2千787万9千円となっております。令和4年度当初予算と比較しますと約26%の減となっております。続きまして、歳出でございますが、2款総務費と8款土木費を合わせますと、全20事業10億3千996万2千円となっております。対前年度比で約22%の減となっております。内訳でございますが、2款総務費が1億78万4千円、8款土木費が9億3千917万8千円となっております。歳出予算のうち約90%が土木費で、その主な事業は、約6億8千万円が空港や空港車両の整備を進める空港費、約2億円が優良建築物等の整備事業に助成を行う土木管理費となっております。

続きまして、臨時事業のうち、主な事業につきまして、令和5年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

初めに、資料2-1ページ、一番上の段を御覧ください。まず、2款1項9目の中心市街地活性化推進費2千887万8千円でございます。この事業は、中心市街地の活性化に向けた取組を行うものであり、令和5年度は新たな会議体を設置し、買物公園のこれからの在り方について、滞在機能強化を図っていくための様々な取組を検討いたします。また、かわまちづくり計画の推進に向けて、河川空間を生かしたソフト施策の実現に向けた課題の整理や検討を進めます。

続きまして、次の段、航空路線確保対策費2千295万7千円でございます。この事業は、国内及び国際航空路線の維持や拡充に向けて、誘致活動など様々な取組を実施するものでございます。

続きまして、次の段、地域公共交通対策費2千257万4千円でございます。この事業は、公共交通機能の維持に向けて、路線バス乗務員の確保やユニバーサルデザインタクシーの導入について費用の一部を助成するものであり、また、平成31年に策定した地域公共交通網形成計画につきましては、利用者の減少など様々な課題を踏まえ、見直しを進めてまいります。

続きまして、次の段、JR路線維持対策費412万円でございます。この事業におきましては、本市が関係するJRの宗谷線、石北線及び富良野線の維持、存続に向けて、利用者の運賃の一部の助成を行うほか、路線存続に向けて、市として関係者とともに取組の充実を進めてまいります。

続きまして、次のページの上の段、移住促進費1千727万3千円でございます。この事業は、移住、定住の促進に向けた情報発信の強化や、イベント等を実施するものであり、広域自治体で連携したワーケーションモニターツアーなどの取組の充実を図ってまいります。

続きまして、次の段、飲用水等確保対策事業費240万円でございます。この事業は、水道未普及地域等において、新たに飲用水、また、生活用水の確保に必要な施設を設置する際に、費用の一部を補助するものです。

続きまして、次の段、8款1項4目の優良建築物等整備事業補助金2億円でございます。この事業は、中心市街地における土地の共同化、また、高度利用に寄与する建築物を建設する事業者に対して、建築工事費用の一部を補助するものであり、令和2年度からの継続補助に加え、新たに共同住宅を含む複合施設を建設しようとする民間事業者に対して補助を行うものです。

続きまして、その2段下を御覧ください。8款4項1目、空港整備費6億4千780万円でござ

います。この事業は、空港施設整備の実施と更新投資に係る費用負担を行うものであり、空港運営会社が実施する誘導路改良工事等に対する更新投資負担金や、進入警戒センサーの設置工事などを行います。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。資料2-3ページ、一番下の段を御覧ください。公共駐車場事業特別会計でございます。この特別会計は、旭川駅前広場駐車場の光熱水費や駐車場運營業務の委託料などの管理運営費を計上しており、事業費は全体で2千290万円を計上しております。

予算内容については以上になります。

続きまして、議案第25号、旭川市宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。今回の改正につきましては、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法と改正されたことによる、法令の規制との整合性を図るための改正を行うものであります。これまで、宅地造成に伴い災害が生じるおそれが大きい土地を宅地造成等規制区域に指定し、一定規模以上の切土、また盛土を行う工事について、許可を必要とする規制を行ってまいりましたが、今後は、基礎調査により新たな区域を定め、土地の用途にかかわらず、一時的な盛土も含む危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制を行ってまいります。なお、施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和5年5月26日からとするものであり、今後、基礎調査、また区域決定の作業を行い、新たな規制につきましては、令和7年からの適用を予定しております。

続きまして、議案第26号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。今回の改正につきましては、先ほど御説明いたしました、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法と改正されたことに伴うもののほか、租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴う引用条項の整備を行うものでございます。なお、施行日につきましては、宅地造成等規制法の改正に伴うものにつきましては令和5年5月26日から、租税特別措置法施行令の改正に伴うものについては公布の日からとしようとするものでございます。

以上、地域振興部が関連する議案となります。よろしく御説明申し上げます。

○和田総務部長 議案第14号及び議案第17号につきまして、総務部所管に係る予算の主な事業を御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、総務部の予算は、令和4年度と比べ11億4千万円、率にして4.2%減となっており、その主な理由といたしましては、新庁舎の本体建設工事が令和4年度末で約8割完了しており、新年度は8月末の完成までの残りの工事費となることによるものでございます。

それでは、臨時事業費説明資料に基づきまして御説明を申し上げます。ページ番号3-1からが総務部の事業でございますが、3-2を御覧ください。ページ番号3-2の一番上、2目人事管理費の業務改善推進費5千581万3千円につきましては、ICTツールを導入するなどして、市民サービスの向上及び業務の効率化を推進しようとするものでございます。

このページの一番下、8目財産管理費の庁舎整備推進費3億4千59万8千円につきましては、新庁舎建設に関する取組を進めるものであり、新庁舎本体の建設工事を完了させ、周囲の外構工事を行うほか、現庁舎解体のための設計を行おうとするものでございます。

ページ番号3-3の一番上、新庁舎開庁準備費1億3千919万5千円につきましては、新庁

舎の什器購入や移転関連業務等、11月の新庁舎開庁に向けた関連業務を計画的に進めようとするものでございます。

その下、第二庁舎大規模改修費448万8千円につきましては、新庁舎移転に伴う第二庁舎の再配置に向け、レイアウト変更等の改修工事の設計を行おうとするものでございます。なお、改修工事は、令和6年度の債務負担行為限度額といたしまして3億2千800万円を計上してございます。

その下、株式会社旭川振興公社事業資金貸付金8億6千860万円につきましては、振興公社が本市からの依頼に基づき行った土地の先行取得や、建物建設に要した資金の一部を貸し付けようとするものでございます。

次に、その下、9目企画費の電子市役所推進費1千652万8千円につきましては、旭川市デジタル化推進方針等に基づき、継続して、CDO、最高デジタル責任者を設置し、DXを推進しようとするものでございます。

次のページ、3-4に参りまして、2項目め、業務システム最適化推進費5億5千410万9千円につきましては、本市の基幹系業務システムを国が示す標準準拠システムに移行し、新年度は、住民記録等の業務システムの最適化を行おうとするものでございます。

ページ番号3-5を御覧ください。公共駐車場事業特別会計につきましては、総務部の事業費として6千191万9千円を計上しており、7条駐車場の指定管理者への管理運営委託料、光熱水費や、設備の修繕費などの管理経費でございます。

以上が、総務部に関わります令和5年度の主な事業でございます。よろしくお願いたします。

○河端防災安全部長 本定例会提出議案のうち、防災安全部に関わります議案第14号及び議案第29号につきましては、順次、御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、防災安全部が所管する予算につきましては、前年度と比べ4千74万6千円増の6千854万1千円となっており、主な要因としましては、新庁舎移転に合わせた防災行政無線やJ-ALERTの構成機器の更新によるものでございます。

それでは、防災安全部が所管する主な事業の概要につきまして、臨時事業費説明資料に基づき、御説明を申し上げます。4ページを御覧ください。

まず、2款1項5目市民活動費の地域安全活動推進費261万7千円につきましては、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりのため、市民などの自主防犯活動を支援するほか、犯罪を抑止するためにさんろく街に設置しております街頭防犯カメラのリースなどに要するものでございます。

次に、9款1項4目防災対策費の事業についてでございますが、まず、災害時緊急情報配信費1千472万2千円につきましては、市民等に対し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報を瞬時に伝達するため、耐用年数を経過したJ-ALERTの構成機器を更新しようとするものでございます。

次に、防災行政無線整備費2千540万5千円につきましては、整備後14年以上が経過した防災行政無線を総務省消防庁が代替として認めているMCA無線に更新しようとするもので、指令局を災害対策本部に設置し、庁外で活動する職員用にスマートフォン型の携帯局を整備するものでございます。

最後に、議案第29号、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定のうち、防災安全部所管分につきまして御説明を申し上げます。議案書を御覧ください。第3条、旭川市暴力団排除条例の一部改正でございますが、本改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、旭川市個人情報保護条例が廃止されることに合わせて、当該条例を引用する規定を削ろうとするもので、施行日は法改正に合わせ、令和5年4月1日とするものでございます。

以上が防災安全部の説明となります。よろしく願いいたします。

○松尾消防長 議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、消防本部所管の臨時事業費の概要につきまして、御説明申し上げます。臨時事業費説明資料の16-1ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、9款1項1日常備消防費の主な事業ですが、消防庁舎整備費8千97万6千円につきましては、北消防署に設置の老朽化した暖房用ボイラーの更新のほか、消防署仮眠室等の感染症対策のための改修などに係る整備費用でございます。

次に、水道消火栓管理費7千953万円につきましては、水道事業会計へ繰出しを行い、消火栓の維持管理を行うほか、道路工事や水道本管の布設替えに合わせて消火栓の移設、更新などを行うものがございます。

次に、災害対応ドローン運用体制整備費211万8千円につきましては、総務省消防庁から無償貸与されます災害対応ドローンを、災害時における情報収集活動用として運用を開始しようとするもので、令和5年度の新規事業となっております。

消防本部移転費1千673万8千円につきましては、消防本部の機能を総合防災センターに移転、集約するとともに、施設機能の充実を図ることにより消防本部の機能強化を進めるもので、こちらも新規事業でございます。

次に、予防業務DX推進費606万4千円につきましては、火災予防分野におけます電子申請の受付、消防同意手続の電子化、既存紙媒体の電子化など、ICTを活用しました予防業務のDX化により行政サービスの迅速化を図り、予防業務全体の簡素化、効率化を推進するもので、こちらも新規事業になります。

続きまして、3目消防施設費の主な事業でございますが、次のページ、16-2ページを御覧いただきたいと思っております。消防自動車整備費1億9千631万5千円につきましては、消防出張所で運用いたします水槽付消防ポンプ自動車1台と、高度救命処置用資機材を含む高規格救急自動車1台、消防団で運用いたします消防ポンプ自動車2台の合計4台の更新整備費などを計上するものがございます。

以上、消防本部所管の臨時事業費の説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○樽井選挙管理委員会事務局長 議案第14号、令和5年度旭川市一般会計予算のうち、選挙管理委員会事務局所管分につきまして御説明申し上げます。所管事業数は、経常費2事業と臨時費2事業合わせて4事業となっております。

それでは、主な事業につきまして、令和5年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。22ページを御覧ください。2款4項3目でございます。令和5年度は、統一地方選挙の執行が予定されており、本年4月9日執行予定の北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の執行経費として1億1千285万4千円を、また、本年4月23日執行予定の旭川市議会議員選挙の執行経費として1億9千239万8千円を計上しております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○川邊総務部総務監 議案第46号から議案第50号の契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。いずれも（仮称）旭川市リサイクルセンター新築に関連する工事であります。

まず、議案第46号の（仮称）旭川市リサイクルセンター（A）新築工事につきましては、契約金額7億2千820万円で、荒井建設株式会社ほか2社で構成する荒井・高・谷脇共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第47号、（仮称）旭川市リサイクルセンター（B）新築工事につきましては、契約金額7億620万円で、株式会社廣野組ほか2社で構成する廣野・畠山・菅原共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

続いて、議案第48号の（仮称）旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事につきましては、契約金額2億3千831万5千円で、弘友設備工業株式会社ほか2社で構成する弘友・鹿取永井・丸信共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第49号、（仮称）旭川市リサイクルセンター新築電気設備工事につきましては、契約金額2億20万円で、東邦電設株式会社ほか2社で構成する東邦・藤川・石森共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

次に、議案第50号、（仮称）旭川市リサイクルセンター新築資源物中間処理設備工事につきましては、契約金額5億9千730万円で、道北機械株式会社ほか1社で構成する道北機械・檜山共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○太田監査事務局長 監査事務局が関わります議案第51号、包括外部監査契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。本案は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約の締結に関し、議会の議決を得ようとするものでございます。契約の内容といたしましては、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けるため、令和5年4月1日から、1千200万円を上限とする額で、公認会計士、前田敬洋氏と契約を締結しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいま、順次説明をいただきましたが、特に委員の皆様から御発言等ございますか。

（「なし」の声あり）

○もんま委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめさせていただきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者の皆様方については、退席していただいて結構でございます。

それでは、次に進めさせていただきます。

報告事項についてを議題といたします。新庁舎におけるレストラン・売店の運営事業者の公募結果について、理事者から報告を願いたいと思えます。

○和田総務部長 新庁舎におけるレストラン及び売店の運営事業者の公募結果につきまして、御報告を申し上げます。

このことにつきましては、昨年12月1日の総務常任委員会で御説明申し上げましたとおり、旭川市福利厚生会が、新庁舎におけるレストラン及び売店につきまして、それぞれ事業者を選定の上、委託をして運営等をさせることとしており、このたび、公募型プロポーザルの実施により、受託候補者の選定を行ったところでございます。選定につきましては、昨年12月12日から本年1月20日までの公募期間中、レストランにつきましては2者、売店につきましても2者から提案があり、旭川市福利厚生会設置による審査会におきまして、各事業者からのプレゼンテーションを受け、ヒアリングによる審査を行いました。審査の結果、2月7日、レストランにつきましては、現庁舎において地下の食堂を運営している特定非営利活動法人旭川ひだまりの会を、売店につきましては、株式会社ローソンを受託候補者として決定いたしました。

今後におきましては、近日中に受託候補者と業務内容を協議の上で契約を締結する運びとなっております。その後は、9月から新庁舎での開業準備工事を行い、11月の新庁舎供用開始に合わせて営業開始の予定となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○もんま委員長 ただいまの報告につきまして、皆様から御発言等ございますか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○もんま委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会とさせていただきます。

散会 午前10時30分